

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原 告 1 3 4 名

被 告 国

証 拠 説 明 書

2 0 1 8 (平成30) 年3月12日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲 172	Tectonic Stress and the Spectra of Seismic Shear Waves from Earthquakes	写	1970.9.10	James N. BRUNE	壇ほか式で傾きを3分の1としていることの科学的根拠付けとされている論文が存在する事実。	
甲 173	Simulating Strong Motions of Large Earthquakes Using Recordings of Small Earthquakes: the Loma Prieta Mainshock as a Test Case	写	1995.8	Arthur Frankel	Frankelが、論文で「断層面にわたって二乗平均した応力降下量は地震モーメントに関して一定値をとるというアスペリティ破壊モデルを用いる」としている事実。	
甲 174	原子力発電所の火山影響ガイド	写	平成29年11月29日改正	原子力規制委員会	原子力規制委員会が火山影響評価ガイドを制定している事実及びその内容。	
甲 175	大飯発電所3、4号機の安全性向上対策等に係るこれまでの審議の取りまとめ(抄)	写	平成29年11月	福井県原子力安全専門委員会	参加人の本件各原発にかかる火山対策の内容について	
甲 176	美浜・大飯・高浜発電所の安全性向上対策の実施状況について(大飯・高浜発電所における事故制圧訓練の結果など)	写	平成29年9月22日	参加人	参加人の本件各原発にかかる火山対策の内容について	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 177	【業務向け】地図上の距離計測で はじまる書面	写	2018年1月26日	原告ら代理人	大山(だいせん)から本件各原発までの距離が約189キロメートルである事実。
号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 178	大山火山噴火履歴の再検討	写	2017	山元孝広	約6万年前の国内最大規模のプリニー式噴火である倉吉降下火砕物(DKP 倉吉火砕層)では大飯原子力発電所よりもさらに遠い約200キロメートルの地点まで層厚50センチメートルの降下火砕物が及んでいたこと、約8万年前にプリニー式噴出である生竹降下火砕物(DNP 生竹浮石)は大山から東南東約190キロメートルの京都府越畑盆地で層厚30センチメートルの降下火砕物が確認されたとの研究論文が存在する事実及びその内容。
甲 179	大山火山の火山灰分布に関する情報収集調査結果について	写	平成30年2月13日	参加人	参加人が、越畑地点でDNPに対比される火山灰を含む層は、その層相と挟在する礫層により2層(2a層、2c層)に細分され、2a層は最大26センチメートル、2c層は最大16センチメートルであると報告した事実。 参加人は、2a層は礫の混入やラミナなど流水により混入したと思われる痕跡を確認した、2c層はラミナが確認できなかったものの、礫を含んでいることから流水の影響を否定できない、として、本露頭におけるDNPの層厚は、流水の影響により降灰層厚として評価できない、とした事実。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 180	新聞記事 写	2014年10月 22日	産経新聞	神戸大学巽好幸教授(マグマ学)が、日本に壊滅的な被害をもたらす「巨大カルデラ噴火」と呼ばれる火山噴火は100年以内に1%の確立で発生すると予測している事実。	